

津市立三重短期大学 研究データポリシー

令和6年12月19日教授会承認

(目的)

1. 津市立三重短期大学（以下「本学」という。）は、教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献すること、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術の教授・研究によって有為な人材を育成することを、教育研究の理念としている。

以上の理念のもと本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、さらなる学問研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、研究データの管理・公開・利活用についての基本方針を示した研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究者の責務)

3. 本学の構成員であって、研究に携わる者（以下、「研究者」という。）は研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識する。

(研究データの管理等)

4. 研究データの管理および公開並びに利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令および本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

(研究データの公開・利活用)

5. 研究者は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、法令や関係する学内外の規則等によって制限される場合を除き、可能な限り研究データを公開し、その利活用を促進する。

(大学の責務)

6. 本学は、研究データが、論文などと同様に、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開し、その利活用を促進する。また、本学は、研究データの管理、公開および利活用を支援する環境を整える責務がある。

(ポリシーの改訂)

7. 本学は、社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。